

「グループホーム ふきのとう東館」運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社尚進が開設する「グループホーム ふきのとう東館」（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき職員が、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるよう、並びに認知症高齢者が有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めると共に、個別の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム ふきのとう東館
- (2) 所在地 小樽市桜1丁目27番57号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 2名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すると共に、連携する介護福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、自

らも介護業務を行う。

(3) 看護師 1名

利用者に対する日常の健康管理、24時間オーコール体制、各医療機関との連絡・調整を行う。

(4) 介護職員

第1ユニット14名（常勤専従6名、常勤兼務2名、非常勤専従3名、非常勤兼務3名）、第2ユニット11名（常勤専従4名、常勤兼務2名、非常勤専従1名、非常勤兼務4名）介護職員は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって支援業務を行う。夜間勤務も交替で行う。

(5) 夜間勤務要員 1名（常勤兼務1名、介護職員が交替にて勤務。第1、第2ユニット共用）夜勤要員は夜間時間帯（22：00～05：00）に利用者のアセスメントに基づく認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画により、夜間における支援業務を行う。

(6) 事務職員 1名（常勤兼務1名）

事務職員は、必要な事務処理を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、第1ユニット9名、第2ユニット9名、計18名とする。

(介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(5) アセスメントに基づく認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画による、夜間の生活介護

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 室料 月額 43,000 円
- (2) 食材料費 月額 40,500 円
- (3) 水光熱費 月額 20,000 円
- (4) 暖房費 月額 8,000 円 (10月～4月)
- (5) その他 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用の実費。
- (6) 管理費 月額 7,000 円

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 認知症対応型共同生活介護の利用者は要介護者であって、また介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者は要支援2であってそれぞれ認知症の状態にあり、かつ次の事項を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷、他害の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去を求める場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続が出来るよう必要な援助を行うよう努める。

(重度化における対応)

第10条 要介護者においては入居契約時、医療連携体制に関する指針を説明し、利用者の終末期に対する利用者、家族の意向を確認し、医療連携体制同意書をもって、同意を得るものとする。利用者が希望すれば、主治医及び連携する医療機関と協力し終末までの介護を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 本事業所の職員は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守し、別紙に定めた「個人情報保護方針」において個人情報の取り扱いについて説明、同意をとるものとする。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと無いよう、必要な措置を講ずる。

3 本事業所と業務上関係があるものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備など必要な措置を講ずるものとする。

2 第三者委員の選任

社外より第三者委員を選任し利用者との紛争に際し、解決の糸口を求めるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償する。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(事故発生時の対応)

第15条 事故が発生した場合には、速やかに警察、消防、救急医療等に連絡し必要な処置を行う。またその原因を究明し対策を講ずる。その内容を家族、介護支援事業所、並びに小樽市、道の介護保険課窓口に報告する。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連携を取り、また救急隊の出動を要請するなど適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

(地域への情報開示)

第18条 開かれた事業運営確保の観点から、運営推進委員会を設置し二ヶ月に一回以上会議を開催し、活動状況の報告を行い、評価を受け、要望、助言を求めることとする。当該委員会の構成員は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------------|------|
| ① | 家族代表 各ユニット | 計 2名 |
| ② | 地域代表 町内会、民生委員 | 計 2名 |
| ③ | 事業者代表 管理者 | 1名 |

合計 5名

(その他運営についての重要事項)

第19条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 経験に応じた研修 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(福祉用具)

第20条 利用者及びその家族の個人的な希望により福祉用具を利用する場合は利用者負担となります。ただし、計画作成担当者がアセスメントを行った上で、介護計画に福祉用具の必要性が位置付けられた場合は事業者負担となります。

(身体拘束等)

第21条 サービスの提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保存することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規定は平成17年10月1日から施行する。

平成17年11月14日改定	平成18年 4月 1日改定
平成19年 8月 9日改定	平成19年10月 1日改定
平成20年 1月 1日改定	平成20年 5月 1日改定
平成21年 1月 1日改定	平成21年 3月21日改定

平成21年 9月 1日改定
平成22年 9月 1日改定
平成25年 3月 1日改定
平成26年 4月 1日改定
令和 4年 8月 1日改定
令和 6年 3月 31日改定

平成21年 10月 1日改定
平成23年 6月 1日改定
平成25年 6月 1日改定
平成27年 4月 1日改定
令和 5年 2月 1日改定
令和 7年 7月 1日改定